

第2期京田辺市子ども・子育て支援事業 計画（案）における重点事業について

現行計画と同様に、第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画においても、計画に掲載する施策のうち、課題解決のため重点的に取り組むべき施策を抽出して重点事業に位置付け、併せて進捗管理を行うものとする。

1. 重点事業とは

(1) 重点事業の定義

第2期計画に掲載する施策のうち、重点的に取り組む施策のこと

(2) 重点事業の区分

重点事業は、次の3つに分ける

① 新規事業

新たに取り組む施策（現行計画には記載されておらず、現行計画期間内から新たに取り組んだ施策も含む）

② 拡充事業

現行計画と比べ拡大して取り組む施策

③ 重点事業

新規事業・拡充事業以外の重点事業

(3) 重点事業に設定すれば

- ① 第2期計画の終期年度までに達成すべき目標を設定する
- ② 毎年、達成すべき目標への進行管理を行い、子ども・子育て会議に報告する
- ③ 進行管理の状況は、市ホームページで公開する

2. 重点事業の設定

第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画に掲載する施策のうち、次の事業を重点事業としたい。ただし、今回報告するものは、第2期計画の策定途中であり、令和元年9月現在で取りまとめを行ったものです。今後の計画策定過程で、変更等を行うことがあります。

(1) 基本目標1

子どもを生み育てる喜びが実感できる環境づくり

① 施策の方向性

- ア 母と子の健康づくり支援
- イ 子育てに係る意識の啓発及び情報提供の充実
- ウ 仕事と子育ての両立支援
- エ 特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実

② 第2期計画に向けた課題

- ア 相談等
- イ 障がい児への支援
- ウ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり

③ 重点事業（案）一覧

区分	課題	施	策
拡充	ア	各種発達相談などにおける相談事業	
拡充	ア	妊婦・周産期の母子保健事業	
新規	ア	子育て世代包括支援センターの運営事業	
拡充	イ	障がいがある児童の自立支援事業	
新規	ウ	公立中学校における給食基本計画策定事業	
新規	ウ	市立幼保連携型認定こども園の導入事業	
新規	ウ	保育料の無償化	
新規	ウ	認可外保育施設等利用料の無償化事業	

(2) 基本目標 2

子どもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり

① 施策の方向性

- ア 心身を健やかに育む子育て環境の充実
- イ 多様な学びが実現できる居場所づくり
- ウ 子どもの権利擁護の推進
- エ 子どもの虐待防止対策の充実

② 第2期計画に向けた課題

- ア 保育所や留守家庭児童会等の整備等
- イ 心を豊かにする学習・体験
- ウ 虐待防止対策
- エ 子ども、家庭、学校への支援

③ 重点事業（案）一覧

区分	課題	施策
新規	ア	市立幼保連携型認定こども園の導入事業
拡充	ア	保育・教育活動施設の充実
拡充	イ	子どもの居場所づくりの推進事業
拡充	ウ	要保護児童対策地域協議会の機能強化
新規	エ	保育料の無償化事業
新規	エ	認可外保育施設等利用料の無償化事業
新規	エ	子育て世代包括支援センターの開設事業
新規	エ	公立中学校における給食基本計画策定事業

(3) 基本目標 3

子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり

① 施策の方向性

- ア 地域における子育て支援の推進
- イ 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

② 第2期計画に向けた課題

- ア 地域の担い手

イ 環境整備

ウ 安心・安全

③ 重点事業（案）一覧

区分	課題	施策
拡充	ア	子どもの居場所づくりの推進事業
新規	イ	公立中学校における給食基本計画策定事業
新規	イ	市立幼保連携型認定こども園の導入事業
新規	ウ	インフラ長寿命化計画策定事業
新規	ウ	通学・通園路の安全対策事業
拡充	ウ	公園の新設・整備事業